

## 福祉文教常任委員会審査報告書

令和6年6月20日

飯綱町議会議長 青山 弘 様

福祉文教常任委員会委員長 瀧野 良 枝

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第37号	飯綱町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例	可 決
議案第38号	飯綱町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例	可 決
議案第39号	飯綱町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例	可 決
議案第40号	飯綱町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例	可 決
議案第42号	飯綱町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可 決
陳情第1号 (継続審査)	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情	不採択
陳情第9号	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書	採 択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 37 号 飯綱町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 38 号 飯綱町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 39 号 飯綱町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例

質疑①：基準省令の指定居宅介護支援の員数に係るところで、現行から員数が変わるとのことか。

回答①：員数の変更でなく緩和されるということ。

今回の基準省令とは別の規定で地域包括支援センターの員数について、施行から 1 年を超えない範囲で条例を改正することとなり、別途改正する予定。

質疑②：配布した資料の介護予防支援に、手書きで地域包括支援センターとあるが、当町において対象は地域包括支援センターのみという理解でよいか。

回答②：お見込のとおり。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 40 号 飯綱町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例

質疑①：基準の介護支援専門員の担当できる員数が 35 から 44 に変わったというが、要支援の方については何人まで担当できるか、以前と変わらないのか。

回答①：要介護と要支援を含めて 44 人となる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

**○議案第 42 号 飯綱町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

質疑①：条例改正にあたって、当町での保育士の人数は充足しているのか。

回答①：今回条例改正を行う家庭的保育事業について、現状、町で実施していない事業だが当町の保育園については、県条例に基づいて運営しており保育士の数は基準を満たしている。

質疑②：保育士の採用は、今後どうしていくのか。

回答②：保育士の人数については基準内ではあるが、現状未満児をみる保育士が少ないため、園全体をみられるような保育士の確保を進めていきたい。

要望①：移住者の多くの方から、未満児保育の受入枠を何とかしてほしいとの要望を聞く、対応をお願いしたい。

回答①：県立大学の保育学科と連携して活動してもらい、町で従事してもらえるよう働きかけるなど、今後の人員確保に努力したい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

**○陳情第 1 号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情**

**【3月定例会審査報告】**

説明者：なし

意見①：制度的に一時金をもらって再入国した際に無年金になってしまい、最終的に永住する際に無年金になってしまうという意見書であるので、必要ではないかと思う。

意見②：提出者に質問できないが、当該自治体の実情が知りたい。国の事務に任せるとは内容ではないかと考える。

意見③：国へ陳情をするという状態だと思うが、陳情者に確認をとるのが一番かと思う。

意見④：生活保護費の増大を懸念しているのではないかと思うが、実質的な支出は国の話になってくる。直接、地方財政が圧迫されるという事ではないので、どんな気持ちで地方議会に提出されたかが読めない。

継続審査採決：継続審査とすべきとの意見が出され、採決の結果、全員賛成で継続審査とした。

## 【閉会中審査報告】

日 時：令和6年5月13日（月） 午前10時

場 所：議員控室

3月定例会審査時に出された質問事項を提出者に送ったが、回答が得られなかった。再度回答を求めたが回答が無かったため、「回答なし」として審査を行った。

意見①：出入国管理局と厚労省の狭間にあつて、無年金状態の人が生活保護を受け  
るケースが多くなっていることが願意と思われるが、省庁間の問題を飯綱  
町議会で取り上げるとは差し控えた方が良く考える。

意見②：制度に問題があるという実態はあるのかどうか。飯綱町では例がないと聞  
いている。年金制度と生活保護で制度が異なる。陳情の内容のような状況  
が起り得るかということ、緊急性、実現性がない。

意見③：国がどう動くかという事が一番先にある。国に地方でも動きがあるとあげ  
ていく必要があると考える。

意見④：基本的には国の問題である。

討 論：なし

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

## ○陳情第9号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書

説明者：長野地区社会保障推進協議会 事務局長 大西英之氏

質疑①：陳情項目の実現には、国費の投入か、介護保険料の引き上げをしないと到底叶わないと考えるが、財源はどのように考えるか。

回答①：国費投入になってしまうと思うが、そういった所に予算を使って欲しいと  
考えている。最低でも3月までの報酬にして欲しいという考えである。

質疑②：他の介護サービスが利益率が2.4%であるのに比べて、訪問介護は7.8%で  
あり、国としてはその是正のため、今回の介護報酬の引き下げに至ったと  
理解したが、その点をどう考えるか。

回答②：効率的に訪問できる高齢者の集合住宅や、大都市の大手事業所が平均値を  
上げていると考えている。移動時間がかからないので効率的に回れるが、  
長野県のように中山間地域では移動に時間がかかり、効率が悪い点が反映さ  
れていないと考える。

質疑③：具体的に飯綱町では困っている状況にあるのか。

回答③：厚労省で示している計算方式が複雑であるため、飯綱町の実態の把握は出  
来ていない。

質疑④：長野県や飯綱町で在宅の利用者の要求がどこにあるのかが分かるアンケー  
トや資料はあるか。

回答④：県内の訪問介護事業所へのアンケート結果はあるが、利用者についてのアンケートはない。

反対討論：今回の陳情項目の実現には、介護保険料の引き上げをしなければ要求は通らないと考えるため、反対する。

賛成討論：介護報酬は今までも十分でなかったという状況の中で、事業所の維持は大変厳しい状況である。飯綱町社協でも、これまでの介護報酬の引き下げの中で、宅老所を2カ所閉鎖した経過がある。介護報酬は3年に一度の改定ではあるが、事業所が3月の時点で4割近く赤字であるという部門をなお引き下げるという事に関しては到底許容できるものではない。本陳情を採択して意見書を提出したいと考える。

採決の結果：可否同数。委員長裁決で採択とした。